

4月1日から成年年齢が18歳になります

問合せ 住民ほけん課
戸籍住民担当 ☎991-1866
松伏町消費生活センター ☎984-7208

令和4年4月1日から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。何がかわるか、私たちの暮らしにどのような影響があるのか理解しておきましょう。

〈成年年齢引き下げによって変わること〉

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none">○親の同意がなくても契約できる<ul style="list-style-type: none">・携帯電話等の契約・ローンを組むことができる・クレジットカードを作ることができる など【関連情報 10ページ】○公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得○性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる○普通自動車免許の取得(従来と同じ)○10年有効のパスポートの取得○結婚※注○認知による国籍の取得、帰化条件、国籍の選択、国籍の再取得○分籍	<ul style="list-style-type: none">○飲酒○喫煙○競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権の購入○大型・中型自動車運転免許の取得○国民年金の被保険者資格○養子を迎える

※女性の婚姻開始年齢は16歳から18歳に引き上げられ、婚姻開始年齢が男女ともに18歳になります。なお、改正法の施行の際に16歳に達していた女性(2004年4月2日から2006年4月1日までに生まれた方)は、18歳未満であってもなお結婚することができるとする経過措置が設けられています。

詳細は「政府
広報オンライン」
をご覧ください。



「成人を祝う会」から 「二十歳(はたち)を祝う会」へ

問合せ 教育文化振興課
社会教育担当 ☎991-1873

民法改正により18歳から成人になりましたが、松伏町の成人式「成人を祝う会」は引き続き、20歳を対象に「二十歳(はたち)を祝う会」として開催します。

日程 令和5年1月8日(日)

受付 12:00～

式典 13:00～

場所 中央公民館

田園ホール・エローラ

松伏町防災情報架電サービスをご利用ください

問合せ 総務課 庶務防災担当 ☎991-1895

4月1日から電話番号を登録された方に対して、緊急性の高い防災情報などについて、自動で電話をかけて合成音声でお知らせするサービスを開始します。

▶登録対象者

- ・町内に在住し、インターネットや電子メールを利用されていない方で、防災行政無線が聞こえづらい方
- ・サービスの利用を希望する方

▶伝達情報

- ・町からの情報(災害が発生または発生する恐れがある際に町から発令される避難情報など)
- ・消防庁からの情報(弾道ミサイルや航空攻撃に関する国民保護情報など)
- ・町長が認める情報など

▶登録方法

「松伏町防災情報架電サービス利用申込書」に必要事項を記入の上、窓口へ提出、郵送又はFAX、メール送信してください。

※「松伏町防災情報架電サービス利用申込書」は、町ホームページからダウンロード又は総務課窓口でも配布しています。

避難指示を発令しました。避難してください。

